

第 2 1 号議案

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設部関係条例の整備に関する
条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設部関係条例の整備に関する条例
を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

豊川市長 山 脇 実

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設部関係条例の整備に関する
条例

(豊川市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 豊川市公共用物の管理に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(豊川市道路占用料等に関する条例の一部改正)

第 2 条 豊川市道路占用料等に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部改正)

第 3 条 豊川市準用河川流水占用料等に関する条例（平成 1 1 年豊川市条例第
3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料、占用料又は採取料に
関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用
し、収益し、占用し、又は採取する物件について適用し、施行日前に使用
し、収益し、占用し、又は採取する物件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき使用、

収益、占用又は採取の許可を受けたことにより、施行日前から引き続き施行日以後も使用し、収益し、占用し、又は採取している物件に係る令和元年度の使用料、占用料又は採取料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用者等の負担の適正化を図るため、建設部が所管する施設の使用料等を改定する必要があるからである。